

青森県特定都市河川浸水被害対策法施行細則

(趣旨)

第一条 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。）の施行については、特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年国土交通省令第六十四号）及び青森県特定都市河川浸水被害対策法施行条例（令和六年 月青森県条例第 号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(身分証明書)

第二条 法第四十二条第二項及び第七十四条第二項（法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、別記様式による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。